

令和7年度施行

設計書（公示用）

役務名 屯田川ポンプゲートほか点検整備業務

令和7年1月単価適用

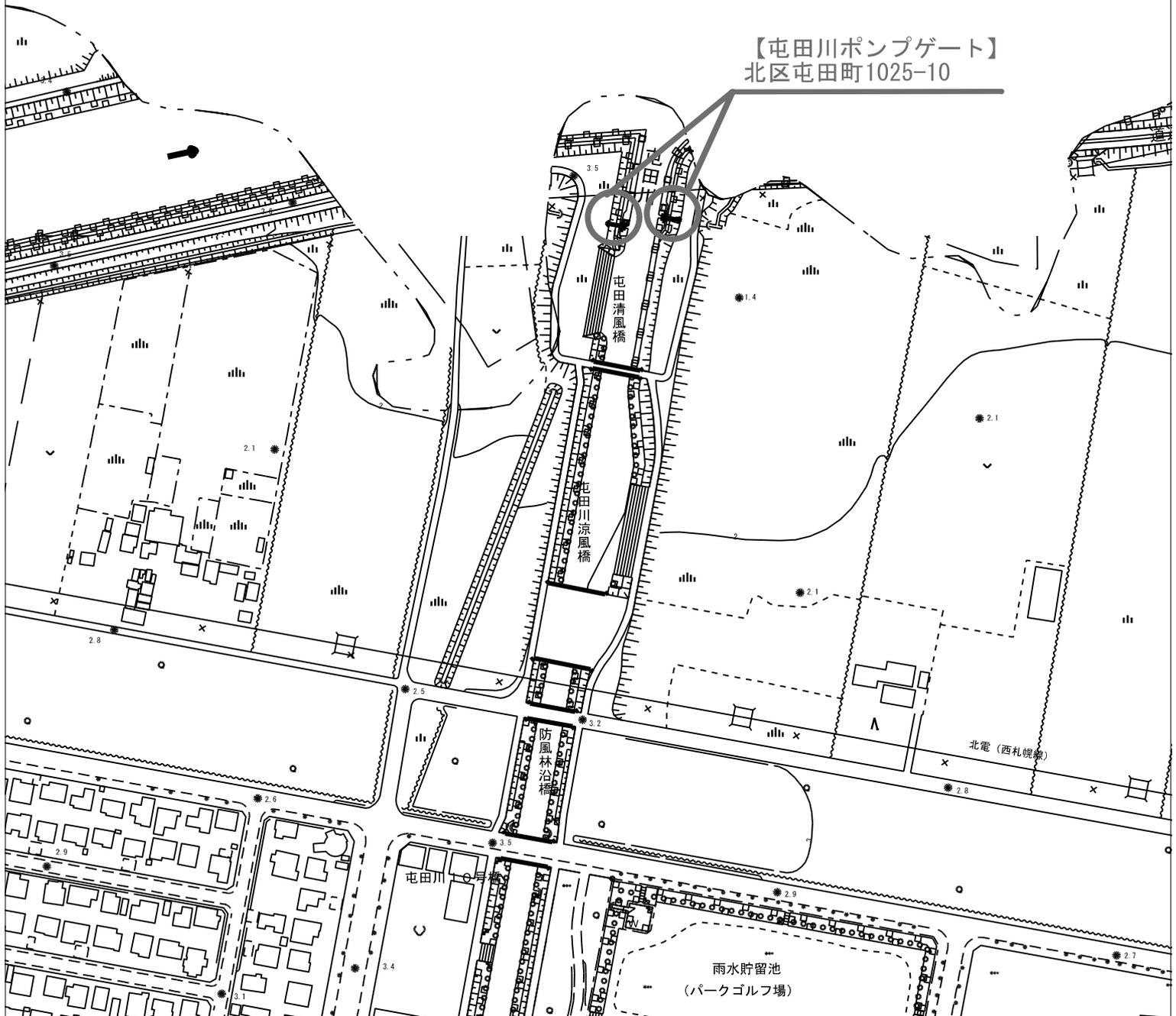
札幌市下水道河川局事業推進部

位置図

S=1:2500

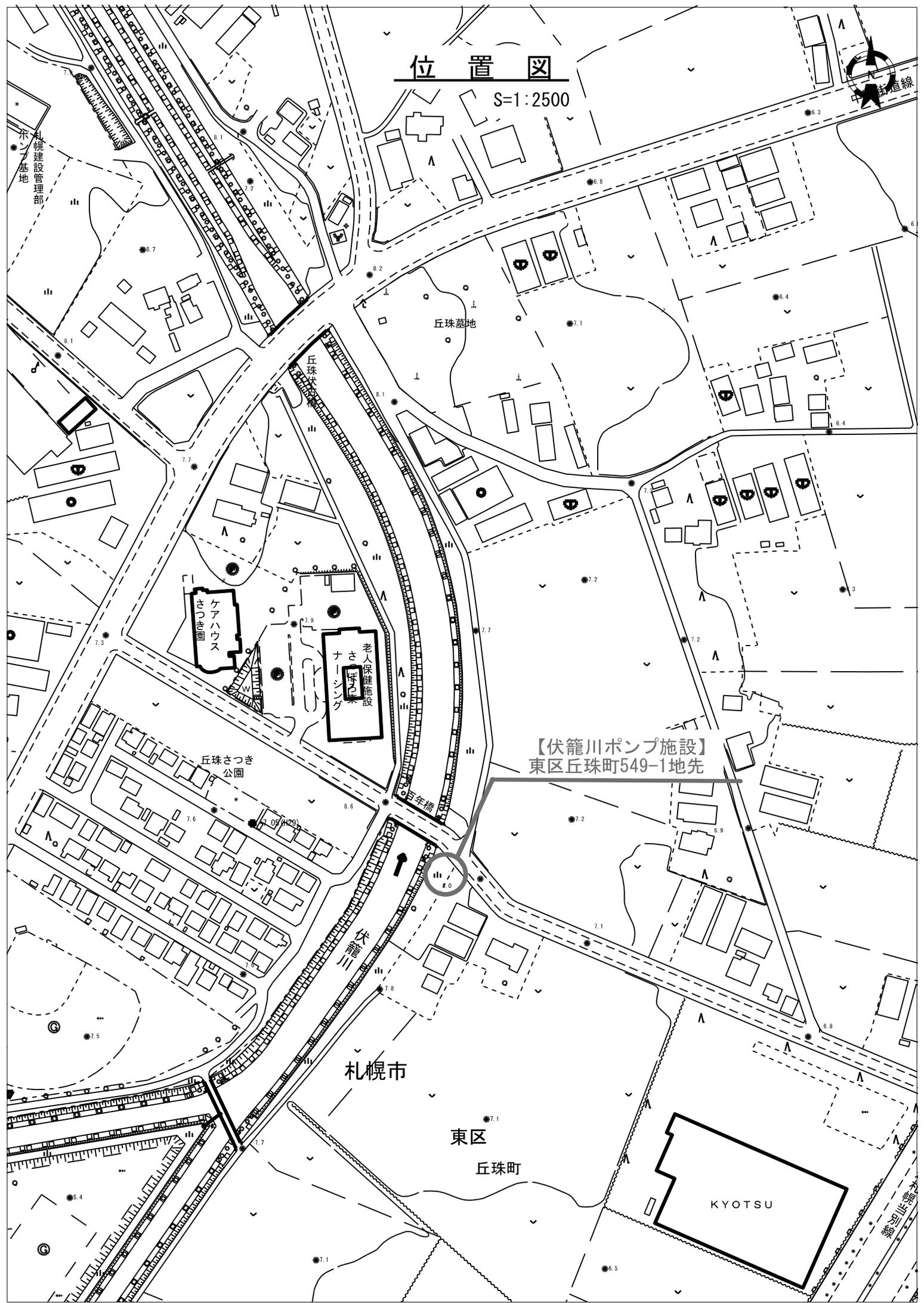


【屯田川ポンプゲート】
北区屯田町1025-10



位置図

S=1:2500



【伏籠川ポンプ施設】
東区丘珠町549-1地先

札幌市

東区

丘珠町

KYOTSU

札幌建設管理部
ポンプ基地

札幌当別線

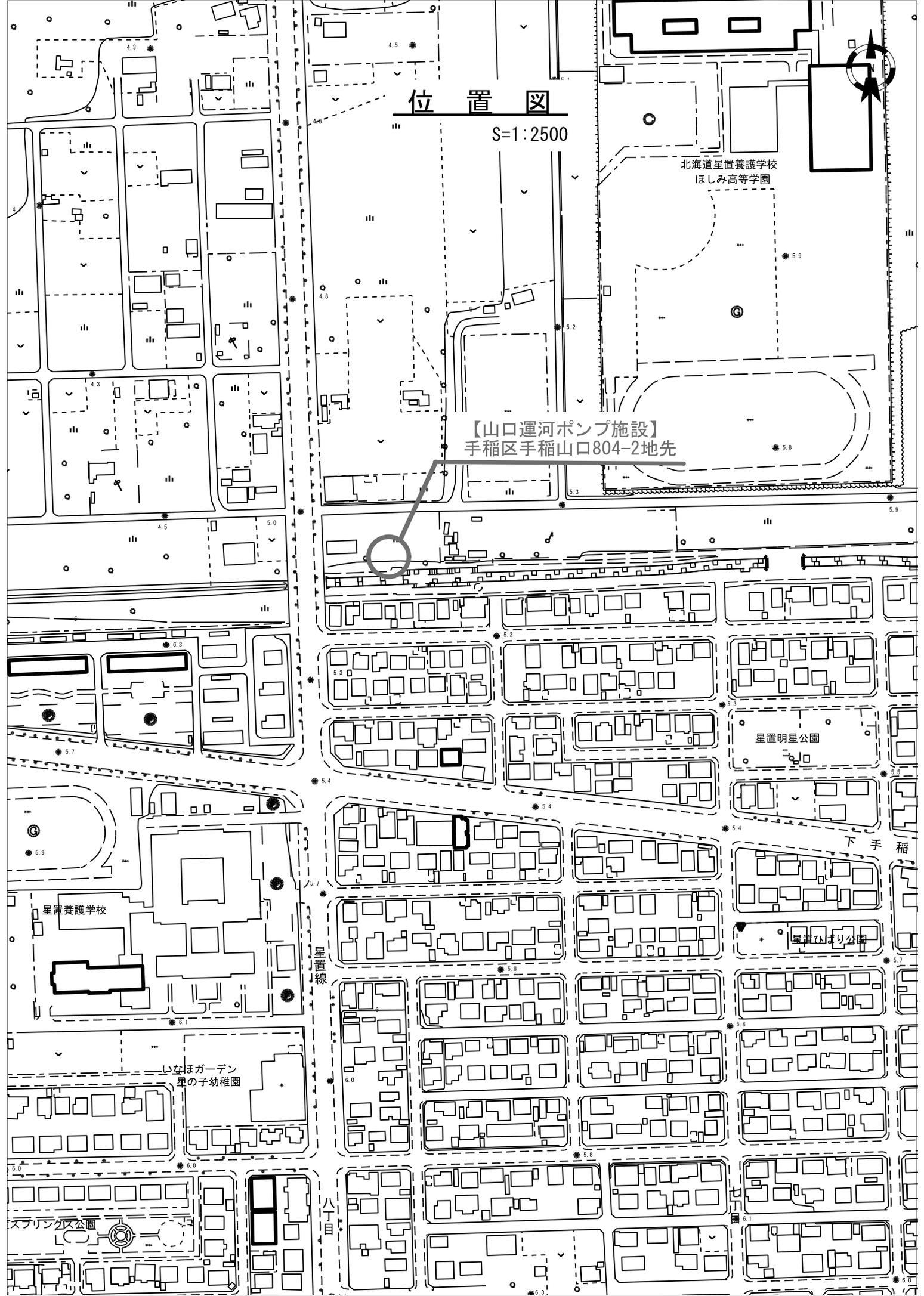
位置図

S=1:2500



北海道星置養護学校
ほしみ高等学園

【山口運河ポンプ施設】
手稲区手稲山口804-2地先



星置線

下手 稲

星置ひまり公園

星置養護学校

いなほガーデン
星の子幼稚園

スタリオン公園

八丁目

位置図

S=1:2500

北海道札幌あいの里高等支援学校

トネウス沼

(調整池)

あいの里公園

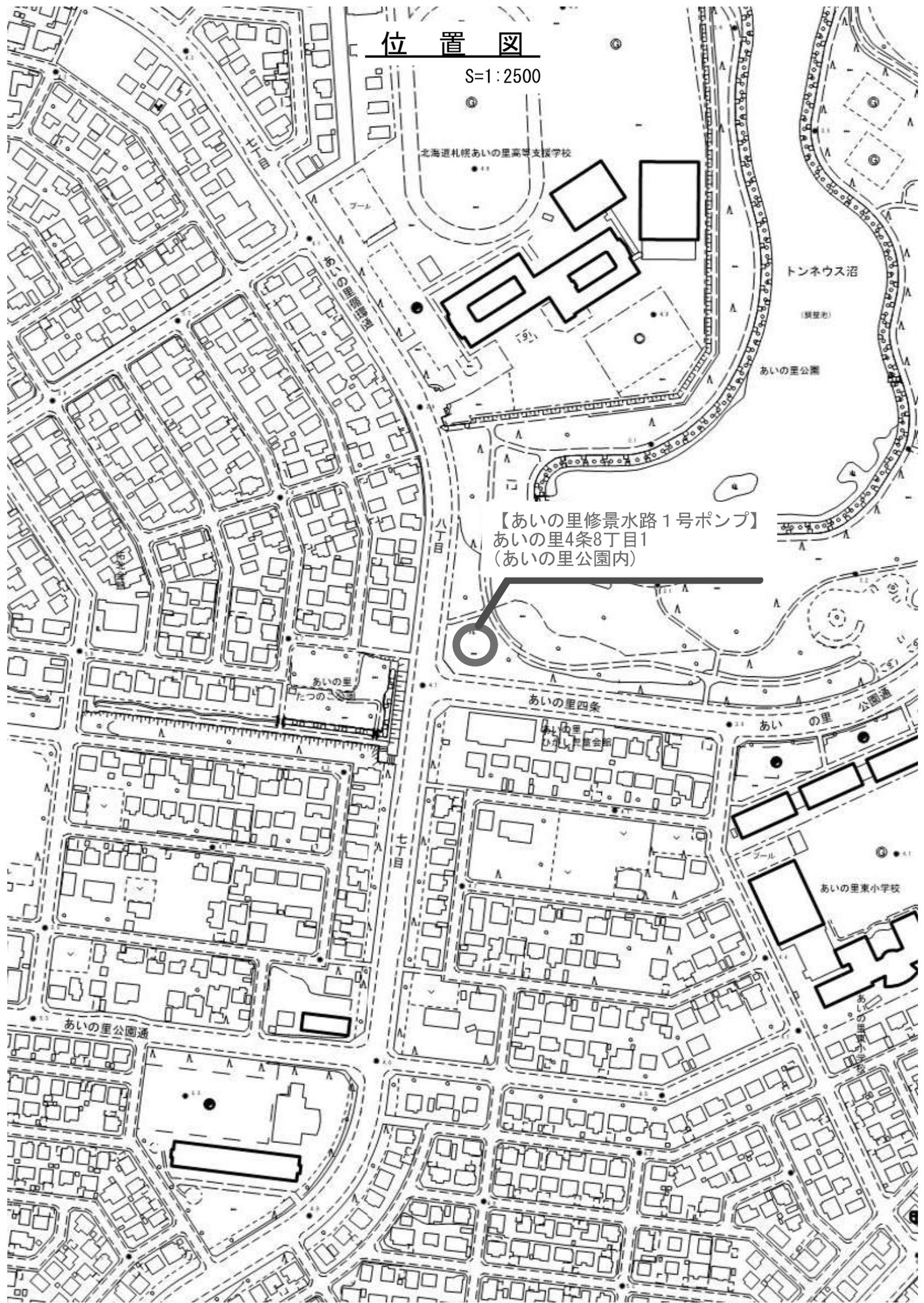
【あいの里修景水路1号ポンプ】
あいの里4条8丁目1
(あいの里公園内)

あいの里四条

あいの里公園通

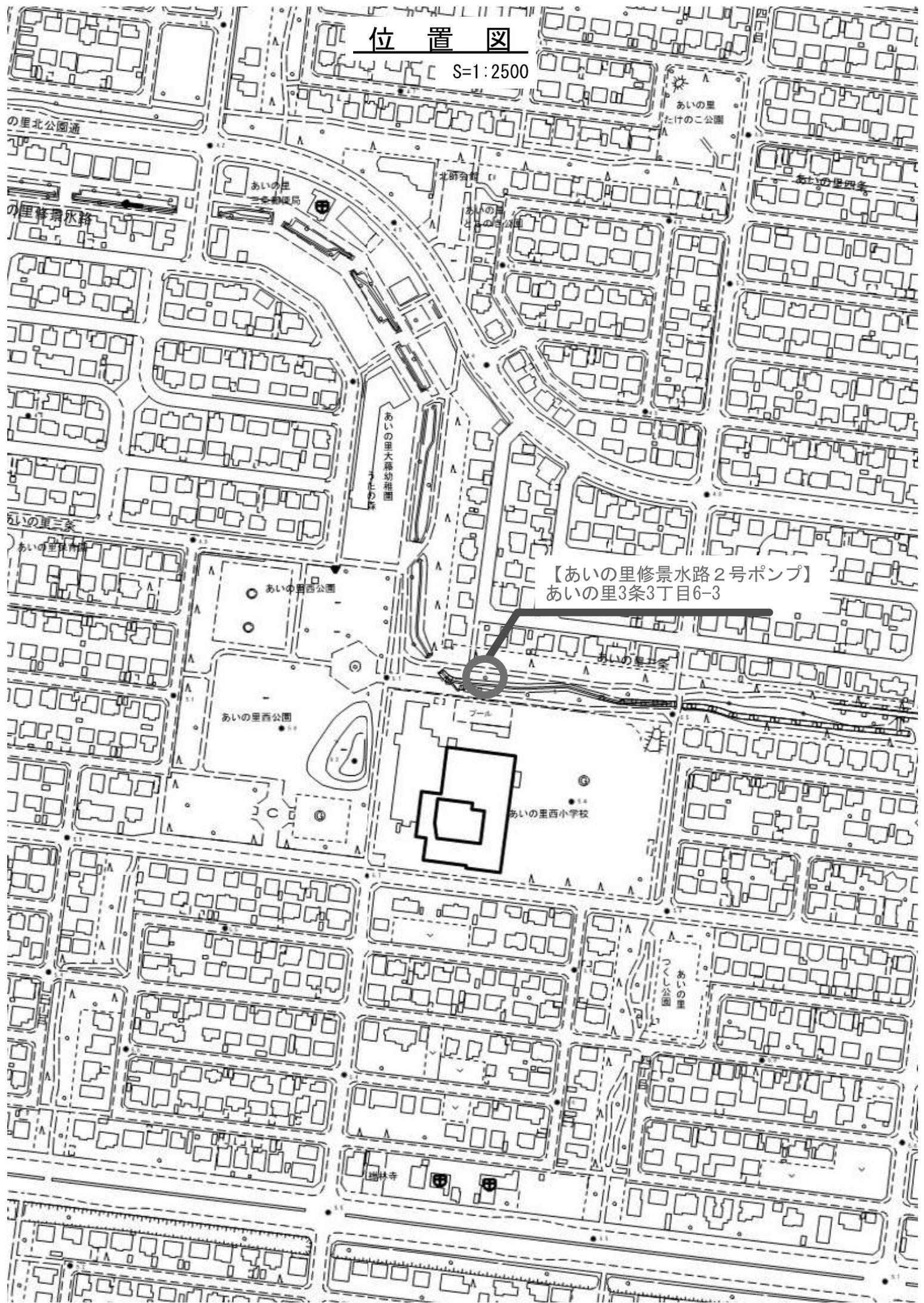
あいの里東小学校

あいの里公園通



位置図

S=1:2500



【あいの里修景水路2号ポンプ】
あいの里3条3丁目6-3

位置図

S=1:2500



【東屯田川遊水池樋門施設】
屯田町1057番地先



役務名 屯田川ポンプゲートほか点検整備業務

業 務 説 明

1 業務の概要

屯田川ポンプゲート、伏籠川ポンプ施設、山口運河ポンプ施設、あいの里修景水路ポンプ施設及び東屯田川遊水池樋門の点検整備、緊急対応業務として故障等における緊急調査や軽微な応急復旧処置等を行うものである。

(1) 各施設における点検

- ・屯田川ポンプゲート
 - 年点検 1回(5月)
 - 月点検 4回(7,9,11,3月)
- ・伏籠川ポンプ施設
 - 年点検 1回(5月)
 - 月点検 3回(4,8,11月)
- ・山口運河、あいの里修景水路ポンプ施設
 - 年点検 1回(4月)
- ・東屯田川遊水池樋門施設
 - 年点検 1回(4月)

(2) 緊急対応 5時間

※緊急対応時間は実績等に基づき算出したものであり、本業務の履行を保証するものではない。

2 施設の概要

(1) 屯田川ポンプゲート

- ① 住所 北区屯田町1025-10
- ② ポンプ形式 (口径) 300mm、(吐出量) 0.17m³/s ×1台【左岸】
(口径) 350mm、(吐出量) 0.28m³/s ×1台【右岸】
- ③ 原動機形式 電動(ポンプゲート式)

(2) 伏籠川ポンプ施設

- ① 住所 東区丘珠町549-1地先
- ② ポンプ形式 (口径) 200mm、(吐出量) 0.051m³/s ×2台
- ③ 原動機形式 電動(水中ポンプ式)

(3) 山口運河ポンプ施設

- ① 住所 手稲区手稲山口804-2地先
- ② ポンプ形式 (口径) 80mm、(吐出量) 0.55m³/min ×1台
- ③ 原動機形式 電動(水中ポンプ式)

(4) あいの里修景水路ポンプ施設

- ① 住所 北区あいの里4条8丁目1地先(あいの里公園内)(1号ポンプ)
北区あいの里3条3丁目6-3地先(2号ポンプ)
- ② ポンプ形式 (口径) 65mm、(吐出量) 0.25m³/min ×1台【1号ポンプ】
(口径) 65mm、(吐出量) 0.25m³/min ×1台【2号ポンプ】
- ③ 原動機形式 電動(水中ポンプ式)

(5) 東屯田川遊水池樋門施設

- ① 住所 北区屯田町1057番地先
- ② 寸法 (巾)1000mm、(揚程)1,100mm ×1門
- ③ 形式 電動ラック式鋼製スライドゲート

役務名 屯田川ポンプゲートほか点検整備業務

業 務 説 明

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 仕様書等

- (1) 別冊のとおり
- (2) その他業務に必要な要綱・基準等

5 留意事項

本業務は、点検整備一式にかかる設計価格に、緊急対応の設計単価に予定数量を乗じた額を合計し、積算額を算出している。

単価契約となる緊急対応の予定数量は業務発注前の推定値であり、実際の支払いにあたっては、実績数量に契約単価を掛けて計算する。

屯田川ポンプゲートほか点検整備業務 仕様書

第1編 総則

1 適用

本仕様書は、「屯田川ポンプゲートほか点検整備業務」（以下「本業務」という）を円滑に行うため、業務の内容、要領等を定めるものである。

2 履行場所

本業務の履行場所（以下「本施設」という）は、次のとおりである。

- (1) 屯田川ポンプゲート
住所 : 札幌市北区屯田町 1025-10
- (2) 伏籠川ポンプ施設
住所 : 札幌市東区丘珠町 549-1 地先
- (3) 山口運河ポンプ施設
住所 : 札幌市手稲区手稲山口 804-2 地先
- (4) あいの里修景水路ポンプ施設
住所 : 札幌市北区あいの里 4 条 8 丁目 1 地先(あいの里公園内) (1 号ポンプ)
: 札幌市北区あいの里 3 条 3 丁目 6-3 地先 (2 号ポンプ)
- (5) 東屯田川遊水池樋門施設
住所 : 札幌市北区屯田町 1057 番地先

3 遵守法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令を遵守すること。

- (1) 河川法
- (2) 電気事業法
- (3) 消防法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 大気汚染防止法
- (6) その他関係規則等本市の指示によるもの

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 履行体制

(1) 業務責任者等の選任

受託者は、直接かつ恒常的な雇用契約関係にある者の中から、次の項目に示す者を定め、書面をもって委託者に通知すること。なお、次の項目に示す者は、何れも兼任することができるものとする。

また、受託者は、このほか現場における点検整備を行う作業員を確保し、業務に従事させること。

ア 業務責任者

受託者は、本業務の点検整備に係る業務にあたり、業務遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

業務責任者は、点検整備に係る業務の履行にあたって、作業の目的、留意事項、施設の特質を把握し、作業間の調整、不適合箇所がシステムに及ぼす影響と、その修復に係わる技術的判断を行うため、設備全般に亘る幅広い専門的な知識、経験、技量等を備え、業務の円滑な実施と成果の品質確保を図ること。

イ 作業指揮者

受託者は、現場における点検整備作業に際し、作業員の指揮監督等を行う作業指揮者を1人以上定めること。

作業指揮者は、本施設での作業において必ず立ち会うものとし、施設の規則等に基づき確かな指示を行うとともに、突発的な不具合に対する処置、連絡等について適切に対応すること。

(2) 連絡及び報告

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、連絡及び報告に係る体制を定め、委託者の承認を得ること。

(3) 緊急対応

受託者は、本施設に故障等が発生し、施設の運用に支障が生じた時は、直ちに委託者へ報告するとともに、施設の復旧に努めること。

(4) 技術的指導

受託者は、本施設の運用が支障なく行えるよう、委託者に対し必要な技術的指導を行い協力すること。

(5) 修繕が必要な場合の措置

受託者は、本施設点検時、その他において施設の修繕が必要になった場合は、速やかに委託者に報告し、その対応について協議すること。

6 資格要件

(1) 業務責任者の資格要件

本業務の履行における業務責任者の資格要件は、次の項目のいずれかを満たす者とする。なお、実務経験は令和6年度完了見込み分を含む。

ア 一社) 河川ポンプ施設技術協会が実施している「2級ポンプ施設管理技術者」以上の資格を有する者。

イ 河川用揚排水ポンプ設備の点検・整備、又は設備に関する新設工事若しくは改修工事(主ポンプ、主ポンプ用原動機、動力伝達装置又は減速機のいずれかを含む。)について、3年以上の実務経験を有する者。

ウ 電気設備及び機械設備の点検整備について、5年以上の実務経験を有する者。

(2) 作業指揮者の資格要件

作業指揮者の資格要件は、次のいずれかを満たす者とする。

なお、実務経験は令和6年度完了見込み分を含む。

ア 一社) 河川ポンプ施設技術協会が実施している「2級ポンプ施設管理技術者」以上の資格を有する者。

イ 河川用揚排水ポンプ設備の点検・整備、又は設備に関する新設工事若しくは改修工事(主ポンプ、主ポンプ用原動機、動力伝達装置又は減速機のいずれかを含む。)について、1年以上の実務経験を有する者。

ウ 電気設備及び機械設備の点検整備について、3年以上の実務経験を有する者。

7 安全衛生管理

(1) 受託者は、労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他の災害防止法令の定めるところにより、作業指揮者及び作業員の安全衛生に十分な配慮をし、業務の処理に支障を及ぼさぬこと。

(2) 受託者は、作業指揮者及び作業員に対して、作業に適した服装の着用に努めること。

(3) 受託者は、安全対策に必要な安全管理器具を用意すること。

(4) 受託者は、作業指揮者及び作業員に労働安全衛生の教育を施し、労働災害発生のないよう努めること。

(5) 受託者は、安全管理に関する事項を確実に実施し、業務中の事故のうち受託者の過失が認められるものについては、受託者の負担において処置すること。

8 提出書類

受託者は、次の各項目に示す書類を委託者に提出すること。なお、提出する書類の日付は全て和暦で記載すること。

(1) 契約後の提出書類

受託者は、次の項目に示す書類（割印付又は袋とじ）を契約後速やかに1部ずつ提出し、委託者の承認を得ること。なお、内容に変更のあった場合には直ちに変更内容を記載した書類を提出し、委託者の承認を得ること。

ア 業務責任者等指定通知書

本仕様書第1編5(1)にて定める者を通知すること。

イ 同上経歴書

ウ 同上資格免許証写し

エ 同上雇用関係を確認できる書類（健康保険の資格確認書類の写し等）

オ 業務管理体制表（緊急連絡体制表含む）

カ 業務工程表

キ 作業員名簿

本業務における作業員の氏名、生年月日、住所、資格等を記載すること。

(2) 業務完了時の提出書類

受託者は、次の項目に示す書類を業務完了日に委託者に提出すること（提出日付を記載すること）。

また、委託料の支払いは委託者が3月業務完了後に検査を実施し合格した場合、受託者は請求書（緊急対応として実働した場合はその費用も含む）を委託者に提出し、委託料の請求をすることができる。

ア 完了届 1部

3月31日付とし、3月31日迄に提出すること。

イ チューブファイル 1冊（A4-S、幅30mm）

契約後の書類提出時に併せて提出すること。

(3) 業務報告書

受託者は、次の項目に示す書類を委託者に提出すること。

・点検整備報告書 1部

本仕様書第2編5及び6によること。

点検整備報告書については、別途発注する「排水機場等河川管理施設総括監理業務」の受託者（以下、「業務管理者」という）に対し、点検実施月の25日（当該日が閉庁日にあたるときは、その直後の閉庁日でない日）迄に提出すること。なお、やむを得ず期日までに提出できない場合は業務管理者に電子メール又は電話にて連絡すること。また、点検整備報告書については業務管理者の確認を受けるものとし、内容について説明を求められた場合、記載方法の修正等の指示があった場合は、これらに応じること。

(4) 緊急対応報告書

受託者は、次の項目に示す書類を緊急対応後、速やかに委託者に提出すること。

・緊急対応報告書 1部

本仕様書第2編7によること。

(5) その他の提出書類

受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書の他、委託者より書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 業務実施時期及び記録等

業務実施時期及び回数について下表に示す。

(1) 屯田川ポンプゲート

区 分		月												回 数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期 点検	月点検				○		○		○				○	4
	年点検 ※		○											1
臨時点検														必要に 応じて実施

※年点検は5月を想定しているが、委託者と協議し点検月を変更することができるものとする。

ア 月点検

4回

イ 年点検

1回

ウ 臨時点検

札幌市内において震度4以上の地震が発生した場合は点検を行うこと。

その他、落雷、火災、暴風などが発生した場合は必要に応じて点検を行うこと。

点検結果は、本仕様書第2編5に基づく(1)、(2)、(3)、(5)、(6)の書類を作成し、速やかに委託者まで報告すること。

(2) 伏籠川ポンプ施設

区 分		月												回 数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期 点検	月点検	○				○			○					3
	年点検 ※		○											1
臨時点検														必要に 応じて実施

※年点検は導水時の5月を想定しているが、委託者の指示により点検月を変更することがある。

ア 月点検

3回

(4月は導水前、11月は導水終了後に実施すること)

イ 年点検

1回

ウ 臨時点検 上記(1)ウと同様とする。

(3) 山口運河ポンプ施設

区 分		月												回 数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期 点検	年点検 ※	○												1
	臨時点検													必要に 応じて実施

※年点検は導水前の4月を想定しているが、委託者の指示により点検日を変更することがある。

ア 年点検

1回

イ 臨時点検 上記(1)ウと同様とする。

(4) あいの里修景水路ポンプ施設 (1号ポンプ、2号ポンプ)

区 分		月												回 数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定期 点検	年点検 ※	○												1
	臨時点検													必要に 応じて実施

※年点検は導水前の4月を想定しているが、委託者の指示により点検日を変更することがある。

ア 年点検

1回

イ 臨時点検 上記(1)ウと同様とする。

(5) 東屯田川遊水池樋門施設

区 分		月												回 数		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
定期 点検	年点検 ※	○														1
臨時点検																必要に 応じて実施

※年点検は4月を想定しているが、委託者の指示により点検日を変更することがある。

ア 年点検 1回

イ 臨時点検 上記(1)ウと同様とする。

10 施設の区分・構成

本施設の区分及び構成は下表のとおりである。

(1) 屯田川ポンプゲート

区分	構成
流入水路	流入水路
ポンプ設備	水中ポンプ、フラップ弁
監視制御装置	現場制御盤、水位計
ゲート設備	電動ラック式ゲート、開閉器
電源設備	引込柱、電線・支持物、ケーブル、引込開閉器盤
除塵設備	スクリーン
川表ゲート	手動ラック式ゲート、開閉装置

(2) 伏籠川ポンプ施設

区分	構成
ポンプ設備ほか	水中ポンプ、配管弁類、流入弁、流量調節弁
監視制御設備	現場制御盤、投込式水位計、電磁流量計、非常通報装置
電源設備	引込柱、電線・支持物、ケーブル、引込開閉器盤

(3) 山口運河ポンプ施設

区分	構成
ポンプ設備	井戸ポンプ、配管用弁類、配管類
監視制御設備	現場制御盤、羽根車式流量計
電源設備	引込柱、電線・支持物、ケーブル、引込開閉器盤

(4) あいの里修景水路ポンプ施設 (1号ポンプ、2号ポンプ)

区分	構成
ポンプ設備	井戸ポンプ、電動弁、配管用弁類、配管類
監視制御設備	現場制御盤、羽根車式流量計
電源設備	引込柱、電線・支持物、ケーブル、引込開閉器盤

(5) 東屯田川遊水池樋門施設

区分	構成
ゲート設備	電動ラック式ゲート、開閉器
電源設備	引込柱、電線・支持物、ケーブル、引込開閉器盤ほか

(6) 本施設の機器は、別紙「主要機器リスト」のとおりである。

11 再委託について

本業務のうち次の項目は、再委託することができない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理、点検手法の決定及び技術的判断等
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見
- (3) 月点検業務

ただし、上記以外の業務については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、専門業者選定通知書の提出や作業員名簿への記載など事前に委託者の承認を得ること。

また、業務責任者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指揮監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

12 施設の管理について

- (1) 点検整備作業終了時には、設備の異常がないことを確認し、施錠すること。
- (2) 履行場所周辺は必要に応じて清掃・マンホール等の排水・草刈・除雪等を行い、施設の良好な管理に努めること。
- (3) 委託者から本業務に含まない修繕等における立会いの指示があった場合については、緊急対応として応じること。
- (4) 冬期間は、凍結による機器破損防止、屋外の電気盤内の結露対策などを確実に行うこと。
冬期間の措置を行った場合、その内容を実施した月の点検整備報告書へ記載すること。なお、山口運河ポンプ施設、あいの里修景水路ポンプ施設及び東屯田川遊水池樋門の冬期間の措置は、委託者が行うものとする。
- (5) 冬期間の運転休止時は、下記のとおりとすること。
 - ア 屯田川ポンプゲート
冬期間は、ポンプゲートは全開状態とする。制御モードは手動とする。
(11月～3月)
 - イ 伏籠川ポンプ施設
冬期間は、流入弁を全閉とする。制御モードは自動から手動とする。
(11月～※次年度4月) ※次年度業務にて流入弁を開け、制御モードを自動とする。
- (6) 受託者の過失による機器の損傷、施設の損傷を与えた場合は、受託者の負担にて復元すること。

13 その他・特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度協議の上、これを定めること。
- (2) 発生材については、委託者と協議すること。
- (3) 緊急対応の対応時間は現地作業時間及び移動時間とする。時間は15分単位とし、その端数のまま請求書に計上すること（円未満切り捨て）。
なお、作業開始時及び作業終了時には、委託者に連絡すること。
- (4) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、次のように環境負荷の低減に努めること。
 - ア エコドライブの推進、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等
 - イ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の推進
- (5) 受託者は、履行期間の開始前までに、当該業務の前年度受託者から業務引継を受けるとともに、本業務に必要な機材・人員等の必要な準備を行うこと。また、本業務の履行期間満了又は、契約解除に伴う業務の終了にあたっては、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うこと。

14 委託者の連絡先

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課
住所 : 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1
電話番号 : 011-818-3415

第2編 点検整備業務

1 目的

点検整備業務は、本施設を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として、維持管理における保守点検整備の仕様を定め業務を行うものである。

2 履行のための点検整備指針及び取扱

受託者は、次の(1)から(2)に示す要領に基づき、点検整備を実施しなければならない。また、次の(3)に示す共通仕様書に準拠するものとする。

- (1)「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)」
- (2)「河川ポンプ設備点検・整備実務要領」(一社)河川ポンプ施設技術協会(平成29年2月)発行
- (3)「機械設備点検・整備共通仕様書(案)」(国交省)(令和6年3月)
- (4)その他委託者が必要と認めるもの。

3 点検整備業務の業務内容

受託者は、次の項目にて定める業務を実施すること。

(1) 前記(1)、(2)に基づく本施設に該当する設備の点検

点検項目は、設備毎に定める点検・整備チェックシート(様式5)の各項目とする。なお、同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足すること。点検終了後、報告書を作成すること。

基本的な内容は、次の項目に示す通りとする。

ア 共通事項

(ア) 年点検は、設備を構成する装置、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見を目的としており、計測、作動テストも行い、原則、管理運転とし、総合試運転まで実施するものとするが、水位条件等により不可能な場合は、委託者の指示に従うこと。点検については、対象設備の保全について知識、能力を有する専門技術者により実施すること。

(イ) 月点検は、原則として管理運転を行うものとするが、水位条件等により不可能な場合は、委託者の指示に従うこと。

イ 伏籠川ポンプ施設

(ア) 4月の点検にて施設内機器等の状態を確認し、5月上旬に予定されている導水開始作業後の運用に支障が無いようにすること。なお、ポンプ室内部は、必要に応じて清掃等の対応をとること。

(イ) 5月上旬の導水開始日にあわせ導水開始点検(年点検)を行い、各機器の運転開始に伴う確認等を実施すること。なお、導水開始日については別途指示する。

(ウ) 流入弁室及び流量調整弁室は、室内の機器が浸水しないように定期的にマンホール内部を点検し、必要な状況においては汲出しを行うこと。

(エ) 導水終了時の点検後、流入弁の全閉、ポンプ井水位の低減(異常低水位まで低下)、現場操作盤の運転モード切替え(手動)、各機器の運転終了に伴う確認を行い、冬季間に備えること。また、冬期間における流入弁室及び流量調整弁室内の浸水防止を図るため、マンホール蓋、パッキン等を正常な状態とすること。

ウ 山口運河ポンプ施設

(ア) 4月の年点検にて施設内機器等の状態を確認し、5月上旬に予定されている導水開始時には支障が無いようにすること。なお、導水開始日については別途指示する。

(イ) ポンプ室及び流量計室は、浸出水が溜まっている場合には汲出しを行うこと。

エ あいの里修景水路ポンプ施設

(ア) 4月の年点検にて施設内機器等の状態を確認し、5月上旬に予定されている導水開始時には支障が無いようにすること。なお、導水開始日については別途指示する。

(イ) ポンプ室及びハンドホール内は、浸出水が溜まっている場合には汲出しを行うこと。

オ 東屯田川遊水池樋門施設

(ア) ハンドホール内は、浸出水が溜まっている場合には汲出しを行うこと。

- (2) 点検整備における日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換（本仕様書第 2 編 4 (2) 参照）
- (3) 保管される予備品・備品類について、必要数量及び良好な状態の維持、台帳類の管理
- (4) 別途契約による工事・作業が発生した場合の立会い（安全確認含む）
- (5) 本施設を適切な状態に保つための改善提案

4 保守用機器及び補修用材料

(1) 計器・工具類

受託者は、日常の保守管理や点検整備及び補修に必要な計器類（ノギス、テストハンマ、メガテスタ、マイクロメータ、シックネスゲージ、塗膜厚計、振動計等）や工具類を用意すること。

(2) 補修用資材・部品

点検整備の際に、日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換に使用する消耗品類、機器の定期的な分解整備に際して消費されるもの（下記参照）は、受託者側の負担とする。

ア 補修用塗料（塗料・シンナー 等）

イ 潤滑油脂類（補充用オイル、グリース 等）

ウ 報告記録用紙類（計装用記録チャート紙、帳票用紙、記憶媒体、ファイル 等）

エ 接着剤、ハンダ、溶接棒、工具刃、洗浄油、コーキング 等

オ 補修用材料（分解整備に伴うシール・パッキン類、ボルト、ナット、座金、くぎ、ウェス、サンドペーパー、ヒューズ、表示ランプ 等の一般汎用品の範囲内）

(3) 財産の管理

本施設に配置している資材、特殊計器、工具は委託者に許可を得た上で使用すること。

5 点検整備報告書（月点検）

点検整備報告書（月点検）は、次の各号の内容にて構成するものとする。報告書類は、表紙を付け（別途参考様式）、次の番号順に綴り提出すること。各報告書は、原則として両面印刷とする。

(1) 点検・整備総括表

様式 1 に示す点検整備総括表を作成すること。記載事項は次の項目とする。

ア 作業分類

(ア) 点検名称（月点検）

(イ) 点検実施月

イ 管理運転

点検時の運転方法を記載すること。

ウ 作業期間

点検開始および点検終了時刻

エ 作業内容

点検における作業内容の概要を記載すること。

冬期間における積雪や凍結による動作不良防止等に対する措置及びその復旧について、実施月の報告書に実施日、作業概要などを記載すること。

オ 所見

(ア) 概況

(イ) 新たな不具合事項

(ウ) 改善された項目（点検時に確認した項目とし、部品等の交換を含む）

カ 主要機器

主ポンプなどの仕様を記載すること

(ア) 名称又は番号

(イ) 形式

(ウ) 口径

(エ) 設置年月日

キ 積算電気量

買電の積算電気量の点検終了時点のメータ読み（動力用と電灯用の区分がある場合は各々）を記載すること

ク 作業責任者

本仕様書第1編5(1)イにて定める作業責任者の氏名を記載すること。

ケ 立会者

委託者等が立ち会った場合に、氏名を記載すること。

コ 作業員

本施設にて点検整備業務に従事した作業員の氏名を記載すること。

(2) 点検・整備詳細記録表

不具合・故障を記載し、様式2に示す点検・整備詳細記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

新たな不具合事項については追記すること。また、不具合・故障が復旧されたと確認した場合は、その旨を記載すること（確認月日含む）。なお、委託者の指示がある場合は、復旧した項目を削除しないこと。

記載事項は次の項目とする。

ア 設備区分

本仕様書第1編10に示す設備区分より選択して記載すること。

イ 機器名

ウ 写真番号（業務写真の番号と整合させること）

エ 評価（様式2の凡例参照）

オ 内容状況（発生箇所及び状況）

カ 処置結果

対処及び処理状況について経過観察、補修、部品交換、オーバーホール、改修、更新、新設より選択して記載すること。

(3) 故障記録表

新たな不具合事項について、様式3に示す故障記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

前記の5(2)点検・整備詳細記録表に記載している不具合・故障の故障記録表は、年度当初、年点検実施月、契約終了月などにおいて、全て作成すること。

記載事項は次の項目とする。

ア 故障発生年月日時

イ 故障発生設備、箇所

ウ 故障状況、原因（不具合・故障個所の写真を添付すること）

エ 対策内容

オ 改良要望事項等

カ 故障発生までの運転時間

キ 修理完了年月日

(4) 設備の改良・更新記録表

本施設内設備等の改良、更新等を実施した場合に、様式4に示す設備の改良・更新記録表を作成すること。記載事項は次の項目とする。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

ア 工事名、工期、業者名、作業完了年月日

イ 改良、更新対象設備、機器名

ウ 処理内容

(5) 業務写真

業務写真の内容は次のとおりとする。各写真は台紙（別添参考様式）に印刷し、表紙を付けること。

ア 本仕様書第1編10に示す設備区分の構成設備について、次の項目の写真集を各々、作

成すること。

- (ア) 機器全景、点検整備の履行状況及び主な点検箇所（計測表示等を含む）
- (イ) 不具合・故障箇所（冬期間、臨時点検時などは除くものとする。）
- (ウ) 冬期間の措置・復旧の作業及び箇所

イ 写真帳に添付する写真については、次の各号に留意すること。

(ア) 黒板の使用

写真撮影にあたっては、次の項目が確認できる黒板を被写体とともに写しこむものとする。なお、不具合・故障箇所の写真には不要とする。

- a 業務名
- b 工種
- c 場所
- d 機器名
- e 撮影年月日

(イ) 撮影の仕様

写真の有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（130万画素程度）とし、プリンタはカラーで300dpi以上とする。

(ウ) 写真番号

各写真には写真番号を設定すること。

(6) 点検・整備チェックシート

様式5に示すチェックシートは、説明事項・注意事項に留意し、本施設の点検・整備の結果を記載して作成すること。

(7) その他

ア 部品交換や年点検時の分解整備などにおいて、確認・計測などを実施した場合には、内容を整理しデータシートを作成すること（様式は問わない）。

イ 点検時（月次・年次）に判明した排水機場等全般に関しての特記すべき事項があれば、記録すること（様式は問わない）。

6 点検整備報告書（年点検）

点検整備報告書（年点検）は、次の各号の内容にて構成するものとする。

- (1) 点検・整備総括表
- (2) 点検・整備詳細記録表
- (3) 故障記録表
- (4) 点検結果報告書

年点検（測定記録表）の様式に、本施設にある次の主要な設備について、点検結果、各測定装置の数値などを記載可能な範囲で記録すること。

- ア ポンプ設備（ゲート設備含む）
- イ 受変電設備
- ウ 自家発電設備
- エ 監視制御盤

(5) 業務写真

(6) 点検・整備チェックシート

なお、記載事項等の詳細は、前記の5点検整備報告書（月点検）による。

7 緊急対応報告書

緊急対応報告書は、次の各号の内容にて構成するものとする。

写真については、複数枚となる場合は原則として両面印刷とする。

(1) 緊急対応報告書

様式 6 に示す緊急報告書を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

(2) 緊急対応状況写真

記載事項等の詳細は 5 点検整備報告書（年点検）の(5)業務写真による。

(3) その他

ア 緊急対応報告として、別途必要な資料がある場合は提出すること（様式は問わない）。

イ 報告書作成に当たって疑義等が生じた事項は、その都度委託者と協議すること。